# 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、 個人情報を削除したものを掲載しております。 また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年3月11日

御船町農業委員会

## 令和6年3月定例農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和6年3月11日(月) 13時28分~15時40分
- 2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 大会議室
- 3. 農業委員(12名)

会長		1 番	富田 卓	計		
会長職務	代理者	2 番	荒木 弟	養一		
番号	氏	名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	坂本 保	男	出	9 番	德永 廣敏	出
4 番	野田 孝	光	出	10 番	渡邉 義髙	出
5 番	藤岡 雅-	子	出	11 番	芥川 誠	出
6 番	大西 敬-	_	欠	12 番	福島 則義	出
7 番	森田 優		欠	13 番	竹﨑 幸雄	出
8 番	池田 賢	台	出	14 番	吉田 敏郎	出

### 農地利用最適化推進委員(9名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	欠

### 4. 議事日程

. ,,,	X 于 户 1工	
1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委	員の指名
4	議案第 8 号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第 9 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第 10 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第 11 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第
		5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による
		農用地利用集積計画について

8	議案第 12 号	農作業基準賃金の承認について
9	議案第 13 号	登記簿上農地の地目認定について
10	報告第 15 号	耕作証明書について
11	報告第 16 号	農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約した旨の通
		知について
12	報告第 17 号	農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出書の受理に
		ついて
13	報告第 18 号	非農地判断について

## 5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松﨑 邦寿 主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。本日は、井上事務局長が議会のため欠席となります。早速始めさせていただきます審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、6番大西委員、7番森田委員から欠席の報告をいただいております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては9名の出席をいただいております。それではただいまより、3月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいたします。
議長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、5 番藤岡委員、8 番池田委員お願い致します。それでは、さっそく議案第 8 号を提案いたします。事
市改巳	務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の1ページをお願いします。 《議案第8号を説明》
議長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、これは私の担当ですので、説明をします。
1 番	はい、まずは場所の説明からです。説明資料の4ページをお願いします。場所は、嘉島甲佐線の工場の方から村の方に入ったところにあります。次のページの写真をご覧いただくと、畦がありませんけ

	ども、これは耕地整理の時に、何筆か、合わせて畦を無くして、事
	業をしてありますので、今のところは、畔はありません。これも3
	筆かな、一纏めにして、面積は、一町ちょっと位の田んぼです。い
	まは、マルチを張って、ジャガイモを植えていますけど、これは親
	戚間の譲渡ということで、申請があがっております。必要事項が、
	第1号から第7号まで該当するところは、すべてクリアしておりま
	す。何ら問題ないと思います。
議長	ご質問、ご意見はございませんか。
全委員	(全員举手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続
	きまして申請番号②番、こちらは徳永委員の担当ですので、お願い
	いたします。
9 番	それでは、説明の方をはじめます。場所ですけど、8ページの陣に
	は、団地というのがあって、高速道路と県道の交差点の所になりま
	して、上の方が、2番目の農地、下の方が、1番目の農地で、端っこ
	には、○○○工場がありまして、そこの隣になります。譲渡人は、
	○○県の方ですけれども、譲受人の方が譲り受けられて、3条所有
	権移転をされました。譲受人に対してましては、いろんな事例がご
	ざいましたが、今回の第2項第1号から第7号までは十分に満たし
	ておりまして、2月の26日に、事務局と代理人と譲受人と現地を拝
	見いたしました。よって、適当だと判断いたしましたので、皆さん
	のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ご意見。ご質問ござい
	ませんか。
議長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それ
	では、議案第9号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお開き下さい。
	≪議案第9号を説明≫
議長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番、担当の
	野田委員、説明をお願いいたします。
4 番	はい、まず場所の説明をいたします。13ページをご覧下さい。以前、
	昨年の6月だったかと思いますが、皆さんと見に行った〇〇〇〇
	の一画です。○○○場の真正面になります。現地については、16ペ
	ージ、17 ページをご覧下さい。17 ページの上の方にあります真ん

	中の方に、道路みたいのが通っております。この資料があがってく
	る前に、本年の2月22日、今回の事業者から、地元住民に説明が、
	いろいろありまして、その中で、ほとんど区長さんだけの出席でし
	た。その中で出席者の中から地域住民への説明が、ちょっと不十分
	ではないかということで、説明資料の11ページをご覧下さい。一般
	基準の 1 から 10 までは、適当と思われますが、地元説明が不十分
	ではないかと思いますので、皆さんの判断をよろしくお願いします。
	(農業委員会協議後)
議長	今回は、保留します。それで地元で、事業者が地元説明会をして、
	地元からの納得なり、同意なりをもらえてから再度審議にかけます。
	それでは皆さん、どうですか。それでいいでしょうか。
8 番	はい、わかりました。
議長	この案件は、そういうことで、次は、申請番号②番、担当は藤岡委
	員、説明をお願いいたします。
5 番	はい、資料の方は、19ページの資料が差替えになっているようです。
	差替えで、一番下の3の許可が相当と認められる場合の条件のとこ
	ろが変更になるようです。今日もちょっと頭が痛いですが、2月28
	日に池田委員、森田委員、永本委員、私と事務局と土地仲介をされ
	ている代理人が現地に来ていただいて、現地を確認しております。
	場所の方は、 $21$ ページちょっと微妙のところなので、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の裏で、
	○○寺から○○さん家の前を通って行ったところの土地になりま
	す。土地の所有者のところにも、ご自宅がありますけども、こちら
	の土地になるのですが、こちらの農地区分は、第3種農地、畑1筆、
	面積が○○○㎡になります。今回の目的は、所有者が今、お住いの
	家が古くなっているので、自分の土地に個人住宅の家を建てるため
	に転用申請をされました。ただですね、現地確認に行きましたら、
	しもう基礎が、その土地に立派なものが、基礎が出来ておりまして、
	あーどうしたもんかなと、写真が 23 ページをご覧下さい。所有者も
	何も悪気があるわけではなく、自分の土地だから、家が古くなった
	から手前の空いているところに建てて、大工さんと、とんとんと話し
	を進めていたら、これは、転用しないといけなかったことを気付かし
	れて、代理人に相談されたところです。そういうことでしたので、
	始末書がついております。2月28日の時点では、始末書もついてい
	て、基礎も出来ていて、これを戻すのも出来ない状態でしたので、
	私たち委員も、総会が承認を受けるまでは、上の方の工事を止めて
	おいてくださいと、私たちもお伝えして、帰ってきたところでした。

	資料の 1~10 の排水とかに関しては、特に問題はありませんでした
	ので、許可相当かなとして帰っては来ました。
8 番	コンサルでも入れてから手続をすればよかったんだけど。
議長	個人がするなら、登記をする段階に入って、コンサルが入ったら、
	いろいろ入ってからだからね。
5 番	さあ、登記をしなくちゃいけないと思って慌てられたみたいだよね。
	申請をしなくちゃいけなかったことを知った。
8 番	そういう結末でした。
議長	こりゃ、困ったな。事務局どういう風にしようかね。考えてくれ。
事務局	徹底します。いや相談された時に、きちんと。
議長	やっぱ、この前も言ったように、広報みふねに、農業委員会に家を
	建てたり、いろいろする時は、農業委員会に確認してからしてくれ
	と。
事務局	いま議長が言われたように、うちの方も、媒体を、広報紙を使って。
議長	啓蒙しないと。
事務局	ホームページとかにも同じように常時見られるような形にして見ら
	れるようにしないと、農地に何か建てられる際には、農業委員会に
	は申請が必要であると、徹底します。
議長	何回も周知徹底をしないといかん。
事務局	はい。それを徹底します。
議長	はい、それでは、許可相当と思われる方、相当では無いけれども、
	仕方なしと思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたし
	ます。それでは、続きまして議案第9号を提案いたします。事務局
	の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の6ページの方をお願いします。
	≪議案第 10 号を説明≫
議長	ありがとうございました。それでは、申請番号①番から担当は、野
	田委員、説明をお願いします。
4 番	はい、場所の方から説明いたします。場所については、29ページを
	お開き下さい。青い線が○○○○線で、○○や○○方面へ抜ける県
	道です。これでは、ちょっと切れていますが、下の方に上野吉無田
	と書いてあります。そのちょっと下が、高速道路がありますが○○
	○○IC です。そこから約 1km、○○○方面に登ったあたりにあるの
	が、○○○○郵便局というところです。この赤い目印の下にあるの

	が、○○○○郵便局が道路沿いにあります。それが、今回申請され
	た譲受人が郵便局長をされています。写真等がありますが、30ペー
	ジをご覧下さい。一見見たところ、写真にありますように、きれい
	に整地してありました。これは、元の持ち主が、ここは宅地ですよ
	と、言うことで3年くらい前から借り受けておられて、その前に震
]	災で、その先が、下の写真でありますように、脇道がありますが、
	その先に○○○神社があります。そこの崖崩れがありまして、震災
1	後に、ここに一時、駐車場兼材料置場として貸してくれないかとい
	うことで、貸しておられて、工事が終了してから工事主がきれいに
	整地して返されたそうです。そして、3 年前から宅地として譲受人
1	は、そこを借りておられて、その一部に倉庫を建てて、この写真に
	ありますように、この倉庫が置かれている分が農地であって、ここ
1	は2筆ありまして、農地であることが分かりまして、今回の5条申
	請となりました。始末書も書いてありますが、宅地と思って利用し
	ていたら、いざ登記をしようと思って、取得してみたら、1筆が畑と
	して登記してありました。そりゃ、これじゃいけないと言うことで、
	申請及び始末書が出ております。自分も宅地と思っていましたが、
J.	農地であったと言うことで、すいませんでしたとのことでした。差
	替えの 26 ページの一般基準の 1~10 については、該当するところ
l	は全て適当と思われますので、皆さんの判断を宜しくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。皆さん、質問ご意見ございません
7	か。これは、前からこちらの土地は購入しているの。プレハブが建
	っていない方。
事務局	<b>告受け。</b>
5 番 イ	昔受けしています。全部借受けていて、今回購入しようとしたら、
2	登記を確認したら農地があったと分かって、それから書類を提出さ
Ž	れたと言うことで、
議長	今までは貸借で、その後売買になったとのことで分かりました。そ
Ž	れでは、ありませんか。
8番 7	ありません。
議長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは、全員賛成で許可といたします。
	それでは、申請番号②番、担当は坂本委員ですので、それでは説明
	をお願いします。
3 番	ちょっと説明が難しい案件で、今まで農業委員をしていて始めてで

したので、もし誤りがあったら事務局の方から訂正をお願いします。 場所的には、○○○○○道の側道沿いにありまして、モーテルがあ るちょっと先に○○○○と言って、地震の時に水を無料で輸送して いたところです。その会社の実際は、駐車場なり資材置場として利 用していてですね、その一部がですね、その名前がありますように、 ○○○議員だった方の娘さんから自分の財産を調査していたら、こ れも自分の財産ではないかと、農業委員会から問い合わせがあった ようですが、お袋さんがおそらく、○○○議員に相続されたのでは ないかと思ったら、お袋さんの名前が違うということで、今回の譲 渡人の農地であるという証明が全くできないということで、こちら が思っていた方ではないということです。今月の27日に大森委員 と事務局と代理人と現地確認をしました。その時点では、本人の土 地ではないから無理でしょうとの説明だったいうこと記憶しており ます。ちょっとこの案件があるとは思ってはいなかったんですが、 その次に、窓口に行った時に、事務局から代理人から追加資料の提 出があり、5条の申請があがっておりますと言われ、実際私は、ここ までしか理解していなかったので、その後の説明は、事務局の方か らお願いしてよろしいですか。

### 事務局

2 月の立会の時に、坂本委員と大森委員がおられていて、分かっていたのは、あくまで、土地の管理人ということを裁判所が認めた書類を見せたところ、これでは、県がダメということで、今回添付している売買することを許可するという申立書が無いと県がダメですよということで、代理人にお伝えしたんですよ。その時点では、土地の管理人としての書類しか無かったので、現地立会の時点では、分からなかったんですよ。その時点で、5条転用は出来ませんと、今月には審議できませんよ、それは、坂本委員がお伝えしたんですけど、その後に、管理人がその書類は持っていますよと言われて、この書類だと提出されたので OK ですよと、売買していいですよという許可書が出されました。

### 議長

この人は、前々から管理人だったのか。

#### 事務局

この方が、持っておられたけど、これが今回は出されていなかった。 2月の申請時点で。立会時点で無かったので、その時は、ダメという ことだったんですけど、実際は後出しだったんですよ。なので、こ の書類があれば、今回の転用の売買は許可されます。ですので、今 回の3月にあったのは、応じて、本人が書類を後出ししたので、今 回転用案件にかけた次第です。

議長	それでは、ご質問ご意見等はございませんか。周りは雑種地で、こ こだけが畑で。それでは、ないようですので、許可相当と思われる
	方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。続きまして、申請番号③番、担当の
	池田委員、説明をお願いします。
8 番	はい、はじめにまともな案件の説明をさせていただきます。
全委員	(笑い)
8 番	2月28日に森田委員、藤岡委員、永本推進委員と事務局と現地確認
	を行いました。資料の 44 ページ、写真が 46 ページに、○○線の○
	○○○の途中になります。最近、ほとんど審議されて宅地になって
	しまっているんですけど、今回は、道の向かいに、おじいさんが住
	まわれとって、その向かいにその人の畑があって、そこに宅地にし
	て譲り受けたいとのことで申請があがってまいりました。周りは何
	カ所位しか、道沿いに家が建っているんですが、土地は〇〇〇㎡で、
	第2種農地になります。水道は上水道で、排水は、前の町道の側溝
	に流すようになります。また下水道は、ここには、管は通っており
	ませんので浄化槽となっております。以上のようなことから、一般
	基準のところはクリアすると思います。ということで、私は、許可
** E	相当かなと思っていますが、皆様のご審議を宜しくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんか。
9 番	ありません。
議長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたし
	ます。続きまして、申請番号④番、福島委員の担当ですので、説明
	をお願いします。
12 番	はい、2月26日に現地の確認を行いました。田中推進委員と事務局
	と代理人とやりまして、まずは場所の方を資料の 50 ページを開い
	て下さい。○○○ホームセンターの東側が、今、○○○○の造成工
	事が始まっていますが、○○○のすぐまた東側の所になります。写
	真が52ページ、計画図が51ページにあります。審査表が、今日に
	なって差替えがありまして、今日配られているものの 34 ページを
	ご覧下さい。農地区分は、第1種農地です。地目は田、1筆で〇,〇
	○○㎡です。申請地の西側は、道路を挟んで先ほど言いました○○

	○○の敷地になります。東側、北側は水田になっています。道路を
	挟んで右側、〇〇〇〇の敷地になります。場所になりましては、西
	木倉と東木倉の境、この人は、東木倉の人ですけども、すぐ横は、
	西木倉になります。申請人は、御船町に居住する個人で、木倉自体
	が、大変宅地が進んでいる地域でして、教育施設がある、水道等が
	入っているということで、賃貸住宅の需要があるということで、申
	請人が判断されて、この土地に共同住宅を建てたいと、実は、この
	所有地は、母親の土地になります。どうにかならないかと話になり
	まして、土地は、無償で借りることが出来たということで、農地法
	$5$ 条の申請になります。一般基準の $1{\sim}10$ の該当するところは、農
	地の総合的利用に困るわけでもなく、排水同意も取れており、適当
	と判断されます。ただ、この差替えの理由は、利用権設定がかかっ
	ていまして、それの同意が取れていないと、合意解約が取れていな
	い、それについては、後日出ると言うことで聞いております。総合
	判断としては、許可相当と考えていますので、皆様のご審議を宜し
	くお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はござ
	いませんでしょうか。
3 番	はい、すいません、今福島委員が言われた利用権設定の解約は、結
	構私の方も、ついこの間したんですけども、利用権の設定をします
	よね。貸主、借主が何らかの理由で、解約したいということで、あ
	んな簡単に出来るのかなという気がするんですけども、どっちかが
	解約したければ、何ら障害なく解約できるんですか。
12 番	あの、実はですね。利用権設定しているところが、何しろ荒かして
	しまっているんですよ。利用権設定した、借りているところがです
	ね。
議長	相手さんがでしょう。
全委員	(笑い)
12 番	逆に、お互い話せば、手が回らなかった。いうこと言ったらいかん
	とでしょうが、そういう事情があります。同意があれば、何ら問題
	なく出来ます。
議長	はい、事務局。
事務局	今、福島委員が言われたように、基本的には、利用権の設定という
	7 mm 250 mm 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m
	のは、貸主、借主が合意の上でされていますので、そこから出てき

3 番	何らかの原因があった場合は、もう両方が合意すれば、事務局とし
	では成立する、分かりました。
12 番	実は私自身も、逆に自分で作っていて、戻してくれと言われまして、
12   街	
	そういう物の言い方も、あんまり無理は言えませんので、所有者の
* F	物なので。簡単にではありません。合意をせざるを得ない。
議長	貸借契約を初めて結ぶ人というのは、申請をすると補助金がきてな
	かったか。それも結んでから1年くらいじゃダメじゃ。例えば、3年
	なら3年後に、契約期間をクリアしないと返還しないといけないと
	か、なかったかな。
事務局	あの、規模拡大助成金というのが、以前昨年度終了したんですが、
	それは、5 年間の初めて利用権を設定する、貸し借りの設定をした
	場合に、5年間は、その間は必ずしてくださいね。仮に5年のうち
	1 年間は残っていたとしても返金、という制度になります。今回の
	場合は対象外になります。今度出てくるところで、規模拡大助成金
	制度は終了しましたが、これから、転用するところには、助成金の
	返還が生じます。そういうところは、あります。ただそれも今回の
	売却関係で、お互いが合意すれば、地主さんが売却したいから借主
	さんに言って合意が取れれば、その人はもう、とにかく補助金を返
	還してもらえば、もう合意解約は受け付けることになります。ただ、
	今は多いです。
議長	補助金は地主さんに3割、耕作者が7割とかそういう割合じゃなか
	ったかな。
事務局	そんなもんだと思います。○千円の、今言われたように、4対6か、
	7対3かその位の感じです。どっちか忘れましたけど。
議長	もらっている人から聞いたけど、そんなもんだったかな。
事務局	はい。それが、ヘクタール単位だと、大分大きく金額が。
議長	面積が大きくなれば、それだけ大きくなるよね。
事務局	毎年、返却が生じています。
議長	あ、そうか。
事務局	今年も来年度も、転用関係で、○○○付近の。
議長	○○○の場合は、町の事業でなってしまっているから、それは除外
	してもいいんじゃないの。返却しないでいいんじゃないの。まちの
	肝いりでしているんだから。
事務局	ただ、個人の売却益は入りますので、誰が払うか分かりませんけど、
	一応。
議長	それは、地主さんに払うとだろうたい。作っている人の面積は減る

	1 時像人 特用主要には、マネットのマンスのサイン				
	わ、賠償金、補助事業に対してのバックはそれだけ負わなくちゃい				
-24	けないから、				
議長	町は協定書を結んでいるんでしょう。開発に対して。				
事務局	はい。				
議長	なら、町も関係あるじゃないか。民民の話じゃ無いんじゃないの。				
事務局	それは、ラインを引いていなくちゃいけないから。				
議長	そりゃ、ちょっと納得がいかないね。				
8 番	これは、小作をしていてから、地主が貸している場合は、小作人が				
	小作権を主張して、いくらかは頂いていい話もあるからね。				
議長	それについては、御船は無い。				
8 番	地主さんから。				
12 番	○○○の場合は、所謂少し貸し剥がし的に持って行った所も多いん				
	じゃないの。私は、面積が少なかったからそんなに無いけれど。そ				
	のさっきの補助金も期間が切れるくらいところだったから、返却は				
	していないけど。下手すっとそういうところも出てきているかもし				
	れないけれど。				
13 番	補助金の5年間の返還金というのは、残り1年であっても全額返さ				
	なくちゃいけないの。				
事務局	はい、全額、半年でもなります。				
12 番	あれは、全額対象になります。				
議長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思				
	われる方の挙手をお願いします。				
全委員	(全員挙手)				
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続				
	きまして、議案第 11 号を提案いたします。事務局の説明をお願いし				
	ます。				
事務局	はい、すいません、8 ページをお開きください。				
	〈議案第 11 号の説明〉				
議長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に				
	対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。				
8 番	ありません。				
議長	無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いします。				
全委員	(全員举手)				
議長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で許可といた				
	します。続きまして議案第12号を提案いたします。事務局の説明を				
	お願いします。				
-					

事務局	はい、議案書の14ページをお願いします。				
	〈議案第 12 号の説明〉				
議長	それでは、只今の説明に対して了解を頂ける方の挙手をお願いし				
	す。				
全委員	(挙手)				
議長	はい、ありがとうございます。それでは全員賛成で決定します。				
議長	それでは、議案第13号を提案します。事務局の説明をお願いいたし				
	ます。				
事務局	はい、16ページをお開きください。				
	〈議案第 13 号を説明〉				
議長	それでは、決定を取らないといけないので、只今の説明に対して了				
	解を頂ける方の挙手をお願いいたします。				
全委員	(全員举手)				
議長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認いたし				
	ます。続きまして報告ですけども、第15号から18号まで通して事				
	務局の説明をお願いします。				
事務局	すいません、議案書の 17 ページをお願いします。				
	≪報告第 15 号を説明≫				
	≪報告第 16 号を説明≫				
	≪報告第 17 号を説明≫				
	≪報告第 18 号を説明≫				
議長	それでは、本日の議事は終了しますが、それでは、あとは、事務				
	からその他で。				
事務局	<その他報告について>				
	・4月の総会日時及び送別会について				
	・4月改選時の臨時総会日時及び歓迎会について				
	・農業委員及び推進委員の推薦・応募の結果について				
	・改選交代時における全国農業新聞の購読について				
議長	長々と本日は失礼しました。本日の議事は、これで終了いたします。				
	お疲れ様でした。				

上記の顛末を記載し、する。	相違なきことを証明するだ	とめにここに署名
5番		
8番		